

鹿児島労働基準監督署発表
令和 7 年 10 月 10 日（金）

令和 7 年 10 月 10 日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○ 副 署 長 壺屋 明
第一方面主任監督官 井手口 真人
（電 話）099-803-9641

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 食品加工用粉砕機の危険防止措置や安全教育を講じていなかった疑い～

鹿児島労働基準監督署（署長 池濱 輝生）は、本日、株式会社西原食品^{にしはらしよくひん}及び同社工場長を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 5 年 5 月 31 日、鹿児島市宮之浦町に所在する株式会社西原食品の工場内において、

- 1 食品加工用粉砕機（通称「ミートチョッパー」）にレンコンを送給する作業を労働者に行わせる際、機械、器具その他の設備による危険防止措置を講じていなかった疑い。
- 2 食品加工用粉砕機を用いてレンコンのミンチ加工作業を行わせるに当たり、従事していた労働者に使用する機械の危険性、取扱い方法に関すること等の安全のために必要な事項について教育を行っていなかった疑い。

1 被疑者

株式会社西原食品
所在地：鹿児島県鹿児島市宮之浦町
事業内容：食品製造業
工場長 A

2 違反条文

被疑者株式会社西原食品及び被疑者工場長 A とともに、労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第 130 条の 6 第 1 項（粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止）

同法第 27 条第 1 項

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

同法第 59 条第 2 項（安全衛生教育）

労働安全衛生規則第 35 条第 1 項（雇い入れ時等の教育）

同法第 120 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

3 災害の概要

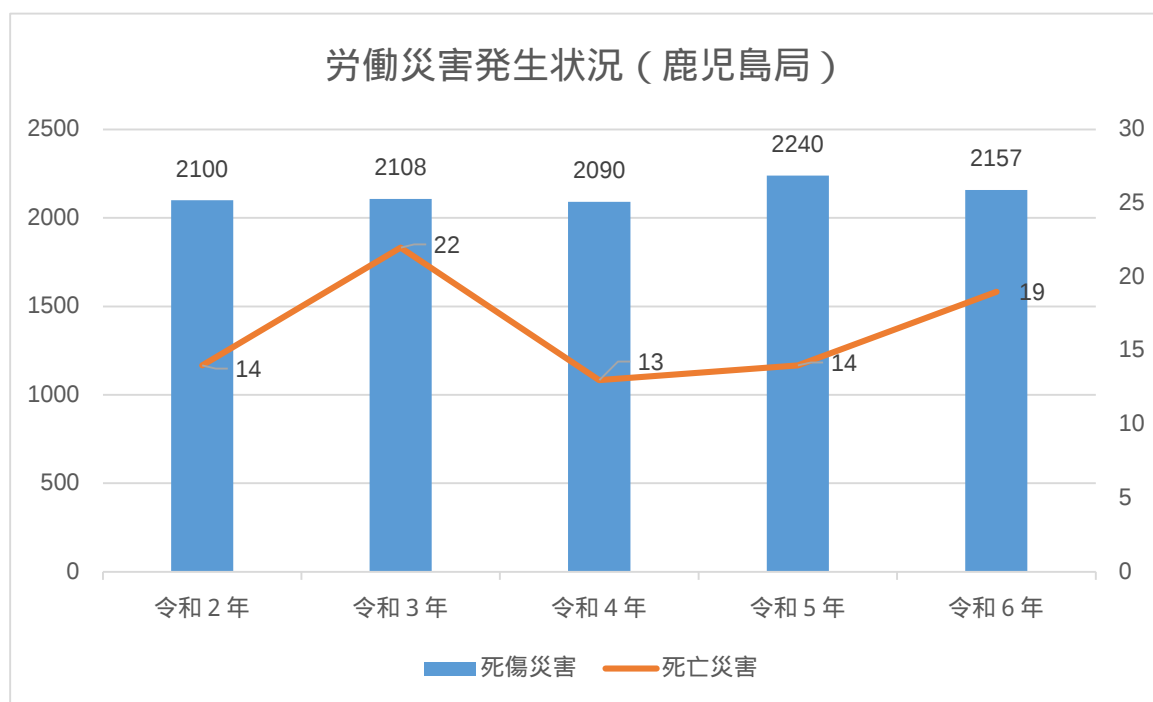
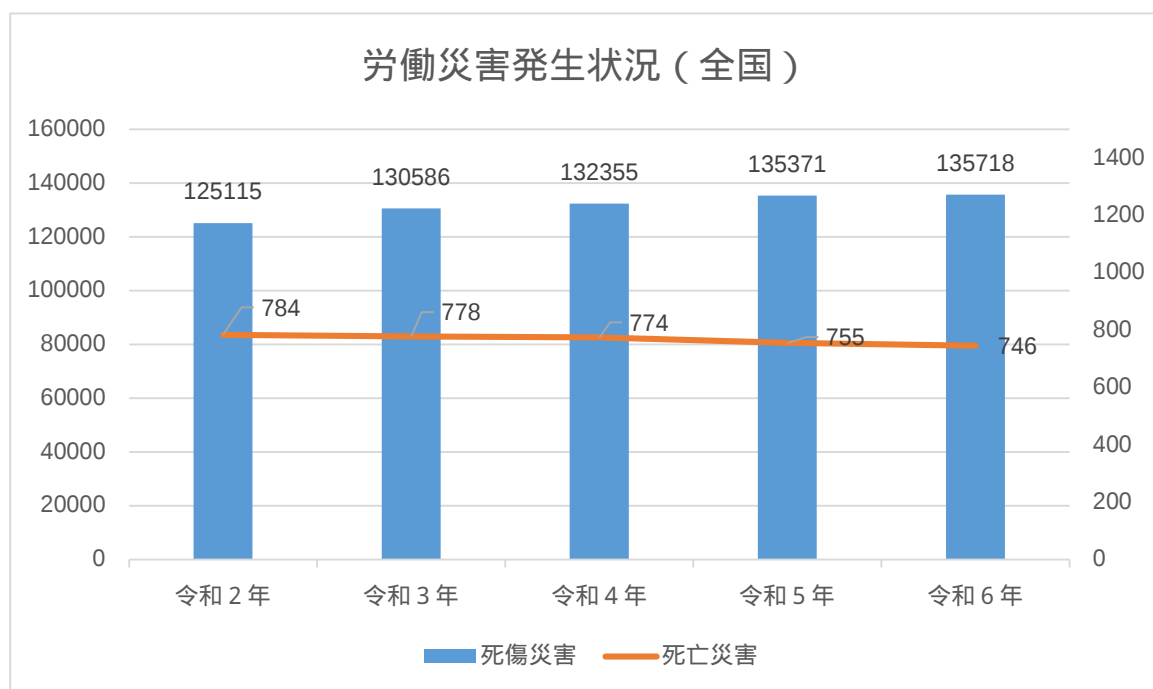
令和 5 年 5 月 31 日、鹿児島県鹿児島市宮之浦町に所在する株式会社西原食品第一工場の工場内において、労働者 B がレンコンを食品加工用粉砕機に送給する作業を行っていたところ、左手が当該粉砕機のスクリュウ部分に巻き込まれ、左前腕を切断する災害が発生したものです。

4 被疑内容

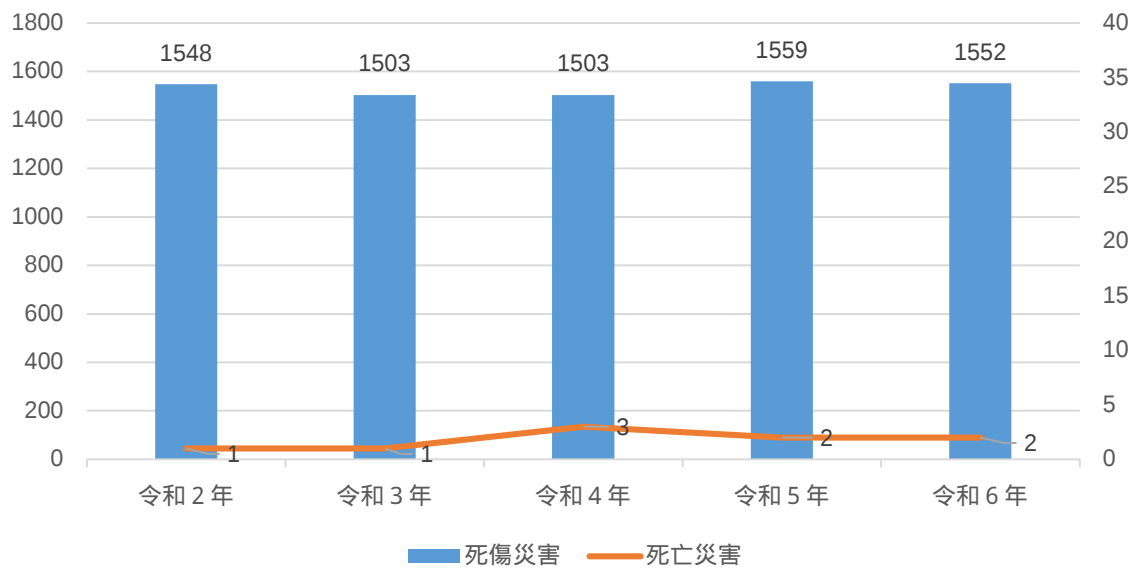
労働安全衛生法では、食料加工用粉砕機に原材料を送給する場合において労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならないことが規定されていますが、災害発生時、このような危険防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

労働安全衛生法では、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、労働者に対し、遅滞なく、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のために必要な事項について教育を行わなければならないことが規定されていますが、使用する機械の危険性、取扱い方法に関すること等の安全のために必要な事項について教育を行っていない疑いがあるものです。

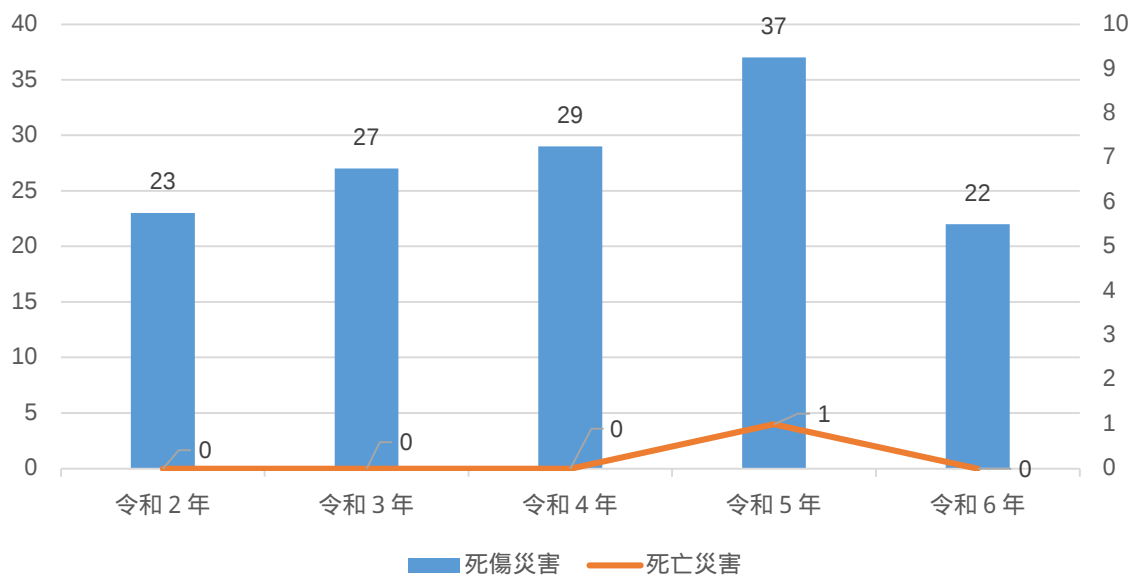
5 参考事項



食品加工用機械に起因する災害発生状況（全国）



食品加工用機械に起因する災害発生状況（鹿児島局）



【参考条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
(第2・3号 略)

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
(第3項 略)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (前略) 第二十条から第二十五条まで(中略)の規定に違反した者
(第2号～第4号 略)

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (前略) 第五十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(中略)の規定に違反した者
(第2号～第6号 略)

第一百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第三十五条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。
- 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。

七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
(第2項 略)

第百三十条の六 事業者は、前条第一項の機械(食品加工用粉砕機)(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。